

「折込広告」利用細則

（配布数量）

第 1 条 配布物の数量は配布商工会議所報数を基準とする。

（配布地域）

第 2 条 配布地域は当商工会議所管内に所在する会員事業所とする。

（折込広告物の持ち込み）

第 3 条 折込広告物についてその厚み、重さ、サイズ、形状、紙質等はあらかじめ商工会議所の担当者と協議する。

（折込広告の確認）

第 4 条 依頼者は指定された期日までに配布物を市域別に分類し、配布数量・形状等を確認の上、商工会議所まで持参する。持ち込み時に配布物に不備があり、依頼者に不利益が生じた場合にも商工会議所はその責を負わない。

（受け入れ限度）

第 5 条 折込広告物の件数・重量が配布の受け入れ限度を超えた場合は、受け入れをお断りすることがある。

（配布期日）

第 6 条 折込広告物の配布期日については商工会議所報の年間発刊スケジュールによる。

（利用料金）

第 7 条 折込広告物配布料金については、別紙料金表の通りとする。

（残部の処理）

第 8 条 配布依頼を受けた折込広告物の残余分の事後処理については商工会議所と協議の上処理する。

付則：

（平成 16 年 7 月 26 日制定）

この規約は平成 16 年 7 月 26 日より適用する。

第 7 条（利用料金）は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。